

やまなしグリーン・ゾーン登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、やまなしグリーン・ゾーン認証制度のもとで構築されたネットワークを生かし県が事業者を登録する制度を設けることにより、新興感染症発生時などにおいて、感染症対策に即応できる体制を整備し、もって、平時と有事における対応が社会全体で迅速・的確に切り替えられる「感染症に対して強靱な社会」の実現に資することを目的とする。

(対象)

第2条 登録制度の対象となるものは、別表第1に掲げる事業者（暴力団員であるもの又は法人であってその役員のうち暴力団員である者がいるものを除く。以下「対象事業者」という。）が営む県内の事業用施設で専ら集客を目的とするもの（別に定めるものを除き、別表第1の3に規定する者にあつては、別表第2に掲げる施設に限る。以下「対象施設」という。）とする。

(登録事業者の役割)

第3条 登録事業者（第6条第1項の登録を受けた対象事業者をいう。以下同じ。）は、その事業を行うに当たり、自主的な感染症対策を適切に実施するとともに、県が提供する研修の機会を活用すること等により、感染症対策への意識の維持及び向上に努めるものとする。

2 登録事業者は、県から感染症対策の協力の依頼があつた場合には、速やかに感染症対策を講じるよう努めるものとする。

(対象施設の登録)

第4条 対象事業者は、対象施設ごとに、知事の登録を受けることができる。

(登録の申請)

第5条 前条の登録を受けようとする対象事業者は、書面により又は電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を知事に申請するものとする。

- (1) 申請者の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事業所の所在地。）
- (2) 対象施設の名称及び所在地
- (3) 担当者の氏名、電話番号及びメールアドレス

(登録の実施)

第6条 知事は、前条の登録の申請があった場合において、当該申請を審査し、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 知事は前項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録事業者へ通知するものとする。

3 知事は、第1項の審査の結果、登録しないことを決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 登録事業者は、第5条各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出るものとする。

2 知事は前項の届出を受理したときは、その旨を登録しなければならない。

(登録の辞退)

第8条 登録事業者は、第6条第1項の登録を辞退しようとするときは、その旨を知事に届け出るものとする。

(登録の抹消)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消することができる。

- (1) 前条の届出があった場合
- (2) 偽りその他の不正な手段により登録を受けた場合
- (3) 登録施設(第6条第1項で登録した対象施設をいう。)の事業活動実態がないと判断される場合
- (4) 公序良俗に反する行為又は重大な法令違反があった場合
- (5) その他知事が適当と認める場合

2 知事は、前項の規定による抹消をしたときは、その旨を当該対象事業者へ通知するものとする。

(事務の所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、感染症対策センターグリーン・ゾーン推進グループにおいて所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日に飲食業に係るやまなしグリーン・ゾーン認証制度実施要綱第5条第2項、宿泊業に係るやまなしグリーン・ゾーン認証制度実施要綱第5条第2項、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業協力等の要請対象となる施設に係るやまなしグリーン・ゾーン認証制度実施要綱第5条第2項、果実酒製造業（ワイナリー）に係るやまなしグリーン・ゾーン認証制度実施要綱第5条第2項及び酒類製造業（ワイナリーを除く）に係るやまなしグリーン・ゾーン認証制度実施要綱第5条第2項の認証を受けているものは、この要綱の施行の日に第6条第1項の登録を受けたものとみなす。

別表第1（第2条関係）

対象事業者
1 飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けた者をいい、別表第1の3に規定する者を除く。）
2 宿泊業（宿泊料を受けて人を宿泊させる営業をいい、同一グループでない利用者の一つの客室を提供するものを除く。）に属する事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可（同法第2条第4項の下宿営業に係るものを除く。）を受けた者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に規定する届出をした者（家主又は他グループと共用する台所が設置されている施設を除く。）をいう。）
3 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項又は同法第45条第2項に基づき、その全部又は一部が県による休業の協力等の要請の対象とされている施設を運営する者
4 果実酒製造業（ワイナリー）に分類される事業者（酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第1項に規定する製造免許を受けた者をいう。）
5 酒類製造業（果実酒製造業のうちワイナリーを除く。）に分類される事業者（酒税法第7条第1項に規定する製造免許を受けた者をいう。）

別表第2（第2条関係）

施設の種類	内訳
劇場等	劇場、映画館、プラネタリウム 等
集会・展示施設	集会場、展示場、貸会議室 等
大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。
運動施設（屋内）	フィットネスクラブ、体育館、武道場 等 ※ 屋外施設は対象外とする。
遊技施設	マーじゃん店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場、テーマパーク 等
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー・スナック（接客又はカラオケを伴うものに限る。）、個室付浴場業に係る公衆浴場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
学習塾等	学習塾、英会話教室、音楽教室 等 ※ 床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。

やまなしグリーン・ゾーン登録制度実施要綱第2条で規定する対象外施設について

- 1 その場所で飲食することを主たる目的とした設備を有さない飲食店
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設